## 公園の在り方に関する提言書に係る対応一覧表

項目	∃·NO	内容	マスプラへの反映状況			
大綱1 個性ある公園、特色ある公園づくり						
提	言1	利用者のニーズに合った個性ある公園づくりについて				
	(1)	「使われ活きる公園」を目指して、利用者のニーズに合った個性のある公園整備を推進すること。また、定期的な利用者のニーズ調査を実施するとともに、公園の利用実態を把握し、公園の魅力向上に努めること。	・特色ある公園づくり 施策 -5 ・中間改定、計画最終年度の改定の際、 公園利用者のニーズを踏まえる旨を記述 第7章1 本プランの進行管理 ・利用実態の把握 第6章3(2)DXの活用(管理用カメラ、 AI解析)			
	(2)	区の考えと利用者のニーズとのギャップを解消するため、公園の設置目的及びコンセプト等を看板等で明示し、その公園を設置した意義を利用者に対し、積極的に発信していくこと。	・設置目的やコンセプトを利用者に発信 第6章3(5)公園の設置目的等の発信			
提	言2 \$	<b>寺色のある公園づくりについて</b>				
	(1)	地域の価値及び魅力向上を図るために、地域の資源を生かした特色ある公園を整備すること。	<ul><li>・特色ある公園づくり 施策 -5</li><li>・立地を活かした特色ある公園 施策 -5</li><li>・環境にやさしい公園 施策 -1</li></ul>			
	(2)	次に掲げる機能等を有した公園について、計画的な整備を検討すること。 ア 子どもたちの意見を取り入れた遊具や遊び場のある公園 イ ボール遊びができる公園 ウ スケートパーク、バスケットゴール等がある公園 エ ドッグランのある公園 オ 旧中川水辺公園等におけるカヌー、カヤック等、ウオータースポーツの 拠点となる公園 カ 全天候型の公園	·子どもたちの意見を取り入れた遊具や遊び場施策 -1 ·ボール遊び、スケートパーク、ドッグラン、ウォータースポーツの拠点、全天候型(雨にぬれずに遊べる)施策 -5、・「バスケットゴール」については、ポール遊びに包含している。			
大綱	2 都市	公園としての機能強化				
提	言1 鬼	赴力ある公園とするために				
	(1)	観光施策推進の一環として、ナイトタイムエコノミーを意識したイベント機能の強化を図ること。	・ナイトタイムエコノミーを意識したイベント 機能の強化 施策 -5 、施策 -1			
	(2)	公園トイレの機能強化(デザイン、機能、清掃回数の見直し)を図ること。	・デザインや機能を強化したトイレ 施策 -5			
提	言2 9	と 害発生時の備えとして				
	(1)	大規模公園については、避難場所としての位置付けに加え、救出救助活動及び ボランティア活動の拠点並びに生活物資の集積・輸送拠点とするため、マンホー ルトイレ、かまどベンチ等の防災設備を拡充すること。	・かまどベンチ、マンホールトイレ、ソーラー 照明灯等、防災機能を有する設備を設 置する 施策 -1			
	(2)	公園の防災設備の利用方法を周知するため、防災設備を活用し、避難生活を体験できるようなイベントを開催すること。	・利用方法の説明や実演を行う 施策 -1			
	(3)	災害発生時においても公園が機能するよう、公園設備に使用する電力や燃料について、太陽光や風力、地熱といった再生可能エネルギーの積極的な活用を図ること。	・照明灯、トイレ等の公園施設に使用する電力について、太陽光や風力発電と蓄電による再生可能エネルギーの活用を検討する施策 -1			
提	言3 生	E物多様性を身近に感じることのできる公園づくり				
	(1)	グリーンインフラ(自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める取組)としての機能の拡充を図ること。	・雨水の浸透による洪水の抑制、植物の CO2吸収による温室効果ガス削減、良 好な景観形成や健康増進等、グリーン インフラの充実を図る 施策 -3			
	(2)	大学、専門学校、小中・高校等のフィールドワーク・環境学習の場として活用できる、自然に触れ合える公園を整備すること。	・大学、専門学校、小中・高校等のフィールドワーク・環境学習の場として活用できる、旧中川水辺公園や大横川親水公園のような自然に触れ合える公園を整備する。 施策 -2			
	(3)	生態系を維持するための環境整備及び人材育成に努めること。	・公園の持つ貴重な自然環境を保全・創出し、生態系を維持していくために、引き続き公園内の緑化を推進していくとともに、職員やボランティア人材の育成に努める。 施策 -1			

## 公園の在り方に関する提言書に係る対応一覧表

項	目	·NO	内容	マスプラへの反映状況
<del>*</del> *	<b>照</b> 2	足問	活力の活用・協働の推進	
			治力の治力・励働の発達 経定管理者制度、Park - PFI等の活用について	
	JÆ I		民間の資本及びアイデアを活用し、公園の魅力向上及びにぎわい創出を図るとともに、公園の効率的な管理運営に資するため、指定管理者制度やPark - PFIを積極的に導入すること。	・区民福祉の向上や経費の節減等の導入効果が期待できるかを十分検討した上で、期待できると判断したものに関して積極的に導入していく第6章3(1) 民間活力の活用第6章4(1)重点実施項目1
		(2)	公園マスタープランにPark - PFIの導入について明示すること。	同上
		(1)	指定管理者制度の導入に当たっては、そのことにより福祉の向上につながるかな ど、法人の特性を踏まえて議論を尽くすこと。	同上
		(2)	公園施設の一部が有料化され、本来、憩いの場として誰もが利用できた場所が失われる可能性があるPark - PFIは導入しないこと。	・「Park - PFIは導入しないこと。」ではな 〈、十分検討した上で効果が期待できる 場合は積極的に導入してい〈旨の対象 に含めている。
	提	<b>言</b> 2 官	『民等の連携・協働の推進について	
		(1)	公園管理について、民間活力のほか、ボランティア人材を活用できる仕組みづくり を検討すること。	・公園整備に当たって意見収集する際に、区から公園愛護団体等への参加や花壇管理について案内等を行うことで、より一層区民参加の公園管理を進めていく 第6章3(1)(ア)b
		(2)	各ステークホルダーの協働により、公園の管理運営に係る課題を抽出・共有できる仕組みづくりを検討すること。	・公民学連携組織であるUDCすみだと連携することで、情報経営イノベーション専門職大学(iU)や千葉大学の知見を活用し、多様なニーズへの対応や、公園における課題の解決に取り組むとともに、新しい公園の管理・運営方法を検討していきます第6章4(1)重点実施項目1
		(3)	企業参加を促すため、ネーミングライツパートナー制度の活用を図ること。	・民間活力をネーミングライツにより推進す る。 第6章3(1)(イ)fネーミングライツ
		(4)	事業者との相互連携を図り、隅田公園の時間消費型の公園としての機能強化を 図ること。	施策 -5、 -1
	提記	言3 イ	ベントの開催等によるにぎわい創出について	
		(1)	区として、多様な主体の個性を生かし、誰もが楽しめるイベントを開催すること。	・イベント等を開催しやすい公園をつくる 施策 -5 ・イベント開催等、公園の利用機会の提供 第6章3(4)
		(2)	民間によるイベント利用時の活性化を図るため、大規模公園の占用利用の拡大を図るなど、可能な規制緩和について積極的に検討を行うこと。	・隅田公園の一部範囲においてイベントや 撮影等で使用する際の独自のルールと して策定した「隅田公園利用ガイド」のよ うな、独自の利活用ルールの検討を進 めていく 第6章3(3)
大約	岡 4	バリア	プリー(ユニバーサルデザイン)・インクルーシブの推進	
	提	1 ウ	ェルビーイング(健康で調和のとれた充実した暮らしを送ること)に資する公園づくり	
		(1)	誰もが憩いとうるおいを得られる公園であるために、遊具、公園トイレ、植栽、パーゴラ、ベンチ等を計画的に整備すること。	·子どもを見守るため、ベンチの配置を工 夫する 施策 -1 ·ベンチ等に座って自然を感じられる公園 を整備する(パーゴラは、ベンチ等に包 含される。) 施策 -3 ·特色ある施設を持つ公園をつくる P.72 施策 -5
		(2)	ユニバーサルデザインに基づいた公園全体のバリアフリー化を進めること。あわせて、インクルーシブ遊具を計画的に設置すること。	·インクルーシブな公園をつ〈る 施策 -6
		(3)	多様なライフスタイルに対応し、子どもから高齢者まで楽しめる遊具等の施設整備を図ること。また、リハビリに資する機能など、地域が求める設備を設置すること。	・子どもを対象とした施設等の整備を進めます 施策 -1 ・高齢者向けの健康器具の設置や休憩などができる憩いの場の整備 施策 -2 ・利用者の健康の維持増進に役立つ公園をつくる(リハビリ) 施策 -4

## 公園の在り方に関する提言書に係る対応一覧表

項目·NO		·NO	内容	マスプラへの反映状況
大約	綱 5	管理	運営の適正化	
	提詞	1 利	用の向上について	
		(1)	公園で「できること」を積極的に明示し、利用者の潜在ニーズを喚起することで、利用の最大化を図ること。	・新たな利活用ルールを策定した際には、 利用者に否定的な表現で示すのではな く、公園で「できること」を明示し、利用者 の潜在的なニーズを喚起し、利用の増 加を図ります 第6章3(3)
		(2)	公園の利用者数が想定より少ない場合は、遊具や設備について必要な見直しを 適宜実施すること。	AI解析による利用実態の把握 第6章3(2)
	提語	言2 ア	クセス不便地域の解消について	
		(1)	地域によって公園が少な〈、公園へのアクセスが困難とならないよう、可能な限り 公園を増やしてい〈、面積を拡大してい〈よう努めること。	・新たな公園の整備は、周辺に既設の公園が少ない地域を優先し、誰もが公園を身近に感じられるようにする施策 -7
	提記	言3 公	園審議会の設置について	
			都市公園法第17条の2に基づ〈協議会、又は区長の諮問に応じて公園行政の評価、検証を行う機関として公園審議会の設置を検討すること。	・独自の利活用ルールの検討を進めていく際には、必要に応じて都市公園法第17条の2に基づく協議会等を設置する第6章3(3)
	提	言4 管	理運営の適正化について	
		(1)	公園設備の選定に当たっては、イニシャルコスト、ランニングコストを意識しつつ、公園の設置目的及びコンセプトに合った設備を選定すること。	・子どもを対象とした施設等の整備を進めます 施策 - 1 ・高齢者向けの健康器具の設置や休憩などができる憩いの場の整備 施策 - 2 ・特徴・ - 5 ・自然を感じられ、心身ともにリフレッシュできる公園をつくる 施策 - 3 ・公園施設の選定に当たっては、イニシャルコスト・ランニングコスト等をトータルに考えたライフサイクルコストを意識しつ公園の設置目的及びコンセプトに合った施設を選定する。 施策 -
		(2)	利用者による公園施設、遊具等の不具合通報システム、芝刈りロボット等、[C T・] o Tの導入に努めること。	·不具合箇所の通報システム等のICT·loT の導入 第6章3(2)DXの活用
	提記	<b>三5</b> 公	園施設の設置基準について	
			都市公園法第4条に基づき、公園施設として設ける建築物の建築面積について 検討すること。	・オープンスペースを減らしてでも建築物を 設置するのが望ましいと判断する場合に は、必要性を十分に精査し、条例改正を 検討する。 第6章3(6)建ぺい率